

四日市市告示第153号

都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、基準に適合するものとする方法および簡易な評価方法の指定の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和6年3月25日

四日市市長 森 智 広

都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、基準に適合するものとする方法および簡易な評価方法の指定の一部を改正する告示

都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、基準に適合するものとする方法および簡易な評価方法の指定（令和3年四日市市告示第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

変更後	変更前
第1 (略)	第1 (略)
1 (略)	1 (略)
2 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> (平成27年法律第53号) 第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）	2 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> （平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）
3 (略)	3 (略)

附 則

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。